

R7.4.1 手数料改定に関するQ&A（建築物省エネ法・エコまち法関係）

1 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について

質問	回答
非住宅建築物で工場の用途に供する部分と事務所の用途に供する部分がある場合、手数料の額はどうか。	1 棟の建築物の中に工場等の用途の部分と工場等以外の用途の部分がある場合、原則として「工場等以外の非住宅部分」に掲げる額となります。この場合において、面積の区分は、非住宅部分全体の床面積によるものとします。 ただし、評価対象建築物の主たる建築物用途が「工場等」であり、工場等以外の用途に供する床面積の合計が、建築物の床面積の合計の5分の1未満かつ300㎡未満である場合には、工場等以外の用途に供する部分も工場等として取り扱うことができることとしており、この場合は「工場等」に掲げる額となります。
基準省令第1条第1項第1号ただし書又は基準省令第1条第1項第2号ただし書の国土交通大臣が認める方法で評価した場合、手数料の額はどうか。	非住宅部分は「標準入力法」、住宅部分は「標準計算法」に掲げる額となります。
複合建築物の場合で、基準省令第1条第1項第3号イの基準を用いる場合、手数料の額はどうか。	非住宅部分と住宅部分の計算方法に応じ、「モデル建物法」又は「標準入力法」に掲げる額と、「標準計算法」、「仕様計算併用・気候風土住宅」又は「仕様基準」に掲げる額を合算した額となります。 住宅部分の額について、住宅の戸数が1のときは「一戸建ての住宅の住宅部分」、住宅の戸数が2以上のときは「共同住宅等の住宅部分」に掲げる額となります。
複合建築物の場合で、基準省令第1条第1項第3号ロの基準を用いる場合、手数料の額はどうか。	「標準入力法」と「標準計算法」に掲げる額を合算した額となります。 住宅部分の額について、住宅の戸数が1のときは「一戸建ての住宅の住宅部分」、住宅の戸数が2以上のときは「共同住宅等の住宅部分」に掲げる額となります。
小規模な店舗部分を有する併用住宅の場合は、「一戸建ての住宅」に掲げる額でよいのか。	店舗部分は非住宅部分になるので、複合建築物の額となります。複合建築物の場合の手数料の考え方は前述のとおりです。

増築の場合、面積の区分はどのように判断するのか。	増築をする建築物の部分の床面積で判断します。
BELS 評価書を提出した場合、手数料は減額されるのか。	BELS 評価書による手数料の減額はありません。
令和 7 年 3 月 31 日までに計画書を提出し、令和 7 年 4 月 1 日時点でまだその結果の通知がなされていない場合、手数料はどうなるのか。	改定前の額が適用されるため、改定による差額を納める必要はありません。
令和 7 年 3 月 31 日までに省エネ適判を受けた計画について令和 7 年 4 月 1 日以降に変更の省エネ適判を受ける場合、その手数料の額はどうか。	改定後の額となります。

2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について

質問	回答
令和 7 年 3 月 31 日までに申請し、令和 7 年 4 月 1 日時点でまだその結果の通知がなされていない場合、手数料はどうなるのか。	改定前の額が適用されるため、改定による差額を納める必要はありません。
令和 7 年 3 月 31 日までに認定を受けた計画について令和 7 年 4 月 1 日以降に変更の認定の申請をする場合、その手数料の額はどうか。	改定後の額となります。

3 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料について

質問	回答
令和 7 年 3 月 31 日までに申請し、令和 7 年 4 月 1 日時点でまだその結果の通知がなされていない場合、手数料はどうなるのか。	改定前の額が適用されるため、改定による差額を納める必要はありません。
令和 7 年 3 月 31 日までに認定を受けた計画について令和 7 年 4 月 1 日以降に変更の認定の申請をする場合、その手数料の額はどうか。	改定後の額となります。